

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策暮らし応援地域商品券事業	①食料品をはじめとする物価高騰等による影響を受けている生活者を支援するため、全町民1人につき10,000円分の地域商品券を配布する。 ②事務用消耗品費、時間外手当、郵便料、事業費補助金(商品券の換金額)、事務費補助金(換金等取扱店舗対応業務に係る人件費等) ③事務用消耗品費90千円、時間外勤務手当80千円、通知等郵便料11千円、事業費補助金69,500千円、事務費補助金1,403千円 ※町予算上R7→R8の繰越明許事業であり、令和8年度中の支出見込分について計上 ④令和8年1月1日時点で住民登録のある全町民	R8.4	R8.9
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金臨時減免事業	①水道基本料金を減免し、生活費や事業費の負担軽減を図ることにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する生活者や事業者を支援する(公共施設については減免対象から除く)。 ②水道基本料金の減免に係る費用(水道事業を行う秩父広域市町村圏組合への負担金) ③減免額 15,131千円 R7年7月調定分からR7年12月調定分の6か月間の調定件数をベースに水道基本料金の値上げ分の単価を乗じた額に2%を変動分として上乗せした額を減免額として算定する。 ・13m 9,744件×1,180円=11,497,920円 ・20m 363件×2,200円=798,600円 ・25m 150件×4,200円=630,000円 ・30m 33件×8,680円=286,440円 ・40m 42件×8,680円=364,560円 ・50m 30件×15,820円=474,600円 ・75m 18件×33,700円=606,600円 ・100m 3件×58,540円=175,620円 計 14,834,340円	R8.4	R9.3
3	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	物価高騰対応障害児(者)生活サポート給付事業	①町長が認定した民間団体が行う、施設による一時的な介護、介護人の派遣、障害者の外出の援助等のサービス(利用者は主として非課税世帯低所得者)に係る利用料の一部を給付することで、物価高騰のさなかにおいても、在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。 ②障がい者等のサービス利用にかかる自己負担に対する一部給付 ③生活サポート事業給付費 450円×2,400時間=1,080千円 ④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定された者、医師により発達に障害があると診断された者、総合支援法における難病患者	R8.4	R9.3
4	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	物価高騰対応重度心身障害者医療費支給事業	①入院時における食事代を助成し、物価高騰の影響を受ける低所得障害者の支援を行う。 ②障がい者が入院時に負担する食事代に対する助成 ③定期分:1か月あたり見込50,000円×12か月、臨時分23,000円×2件 ④重度心身障害者医療支給事業該当者のうち医療保険各法その他法令の規程による食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額認定を受けている者	R8.4	R9.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応障害児(者)生活サポート事業者補助金交付事業	①町長が認定した民間団体が行う、施設による一時的な介護、介護人の派遣、障害者の外出の援助等のサービス(利用者は主として非課税世帯低所得者)に係る費用の一部に対する上乗せ補助により、物価高騰のさなかにおいても、在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。 ②障がい者等のサービス提供に係る費用の一部に対する上乗せ補助 ③生活サポート事業給付費 700円×2,400時間=1,680千円 ④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定された者、医師により発達に障害があると診断された者、総合支援法における難病患者を支援する町長が認定した民間団体(生活サポート事業者)	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	物価高騰対策住宅環境改善促進補助事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ改修等に対する費用を補助する。 ②断熱リフォーム:断熱材設置・断熱ガラス等改修費に対する補助金(対象経費の20%かつ上限20万円) 環境配慮型設備:電気ヒートポンプ給湯器等、環境配慮型設備の導入費に対する補助金(補助率及び上限額は設備の種類に応じ1/10～1/2、5,000円～20万円) ③断熱リフォーム:20万円×15件、環境配慮型設備:5万円×10件、LED照明:5,000円×10件 ④補助対象事業を実施した町民	R8.4	R9.3
7	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	物価高騰対策省エネ家電買い替え補助事業	①エネルギー・食料品価格の高騰等による影響を受けている生活者に対し、省エネ家電製品(電気冷蔵庫、エアコン)の買換えを促進することにより、家庭の消費電力量を引き下げ、発電によって排出される温室効果ガスを削減し、もって地球温暖化を防止するため、古い家電製品から省エネ家電製品への買換えを行う経費の一部を補助する。 ②対象家電製品の購入に対する補助金(上限2万円) ③補助金2万円×100件 ④補助対象事業を実施した町民	R8.4	R9.3
8	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策防犯体制強化事業	①各世帯への防犯対策に要する経費を補助を実施することで、物価高騰下における住民生活の安全性と利便性の向上を図る。 ②防犯カメラ等防犯対策機器の購入費に対する補助金(対象経費の50%かつ上限2万円) ③防犯対策補助金 2万円×25件 ④補助対象事業を実施した町民	R8.4	R9.3
9	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応新婚世帯家賃補助事業	①町内に転入した新婚等世帯に対し補助金を交付することにより、物価高騰下における経済的負担の軽減を図り、若年層の定住を促進する。 ②民間賃貸住宅の賃貸料に対する補助金(実質家賃額の1/2かつ上限1万円/月×12か月間) ③補助金1万円×77か月分(2世帯×10か月、4世帯×9か月、3世帯×7か月) ④補助対象事業を実施した町民	R8.4	R9.3
10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応入学祝い金支給事業	①子育て家庭の児童及び生徒の入学及び卒業を祝福し、地域商品券及び現金を支給することで、物価高騰下における子育て世帯の食料品や生活に必要な物品等の購入に対する経済的負担を軽減するとともに、児童等の健全な育成に資することを目的とする。 ②商品券購入費(小・中学校等への入学児童・生徒等1人につき2万円分)、郵送料、報償費(中学校等を卒業する生徒1人につき1万円) ③小学校等入学予定者数40人×2万円、中学校等入学予定者数52人×2万円、中学校等卒業予定者数67人×1万円、事務費25,000円 ④小・中学校等へ入学する児童・生徒等を養育する町民	R8.4	R9.3
11	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応出産祝い金支給事業	①出産祝い金及びベビーギフトを支給することにより、出産を奨励し、物価高騰下における子育て世帯の経済的支援に資することを目的とする。 ②報償費(出産祝い金として、出生した子の保護者を対象に第1子3万円、第2子5万円、第3子以降10万円を支給)、委託料(ベビーギフトとして乳児1人につき1万円分のギフトを保護者へ贈る)。 ③出産祝い金:第1子9人×3万円、第2子7人×5万円、第3子以降7人×10万円 ベビーギフト:R8出生見込(R8.4-12月生) 19人×1万円、R7年度対象者(R8.1-3月生) 4人×1万円 ④出産により子の父若しくは母等となった町民	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
12	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応チャイルドシート購入費補助事業	①チャイルドシート購入費を補助することにより、物価高騰下における子育て世帯の経済的負担を軽減し、交通安全対策及び少子化対策に寄与することを目的とする。 ②チャイルドシートの購入費に対する補助金(対象経費の1/2かつ上限1万円) ③上限額1万円×15件 ④補助対象事業を実施した町民	R8.4	R9.3
13	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応街路灯運営補助事業	①エネルギー・物価高騰下における街路灯の維持管理費用の一部を助成することにより、事業者団体の経済的負担の軽減及び町の安全性確保を図る。 ②街路灯運営委員会が実施する町内街路灯維持管理に対する補助金 ③電気料金上昇分見込み263.5円×12か月×250基＝790千円 ④横瀬町街路灯運営委員会	R8.4	R9.3
14	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応公共交通利用促進事業	①燃料代の高騰による住民の負担軽減と公共交通の利用促進を図るため、乗り合いブコーさん号の利用登録者に対し利用料の割引を受けられるチケットを配布する。 ②乗り合いタクシー運行費補助金、チラシ等作成委託料、郵送料 ③割引チケット赤字補填500人×3千円×0.28(利用率)＝420千円 チラシ等の作成委託料150千円 チケット郵送料(1,000名分) 110千円 ④乗合ブコーさん号の既存及び新規利用登録者	R8.4	R9.3
15	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策水道基本料金臨時減免事業(追加分)	①水道基本料金を減免し、生活費や事業費の負担軽減を図ることにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する生活者や事業者を支援する(公共施設については減免対象から除く)。 ②水道基本料金の減免に係る費用(水道事業を行う秩父広域市町村圏組合への負担金) ③減免額 5,044千円 システム改修費等 48千円 合計 5,092千円 ④秩父広域市町村圏組合	R9.1	R9.3